A

# 国民年金制度の基本的事項

## ～年金給付編～

日本年金機構

令和８年10月

# 目 次

１．　公的年金の仕組み

２．　老齢年金

３．　障害年金

４．　遺族年金

５．　その他

６．　年金の支払いと受給者の手続き

# １．　公的年金の仕組み

# 公的年金の制度

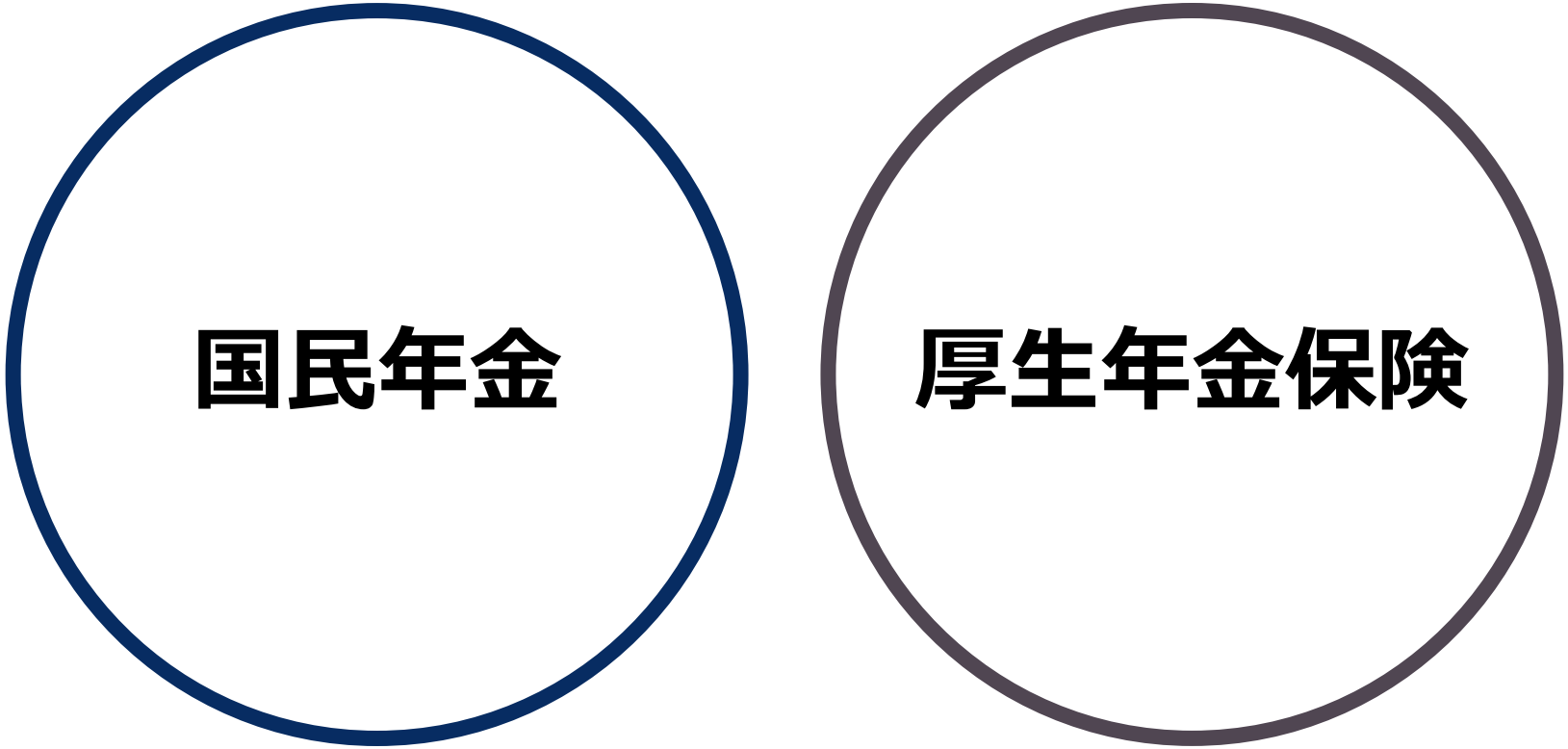

# 公的年金の給付の種類は３つ

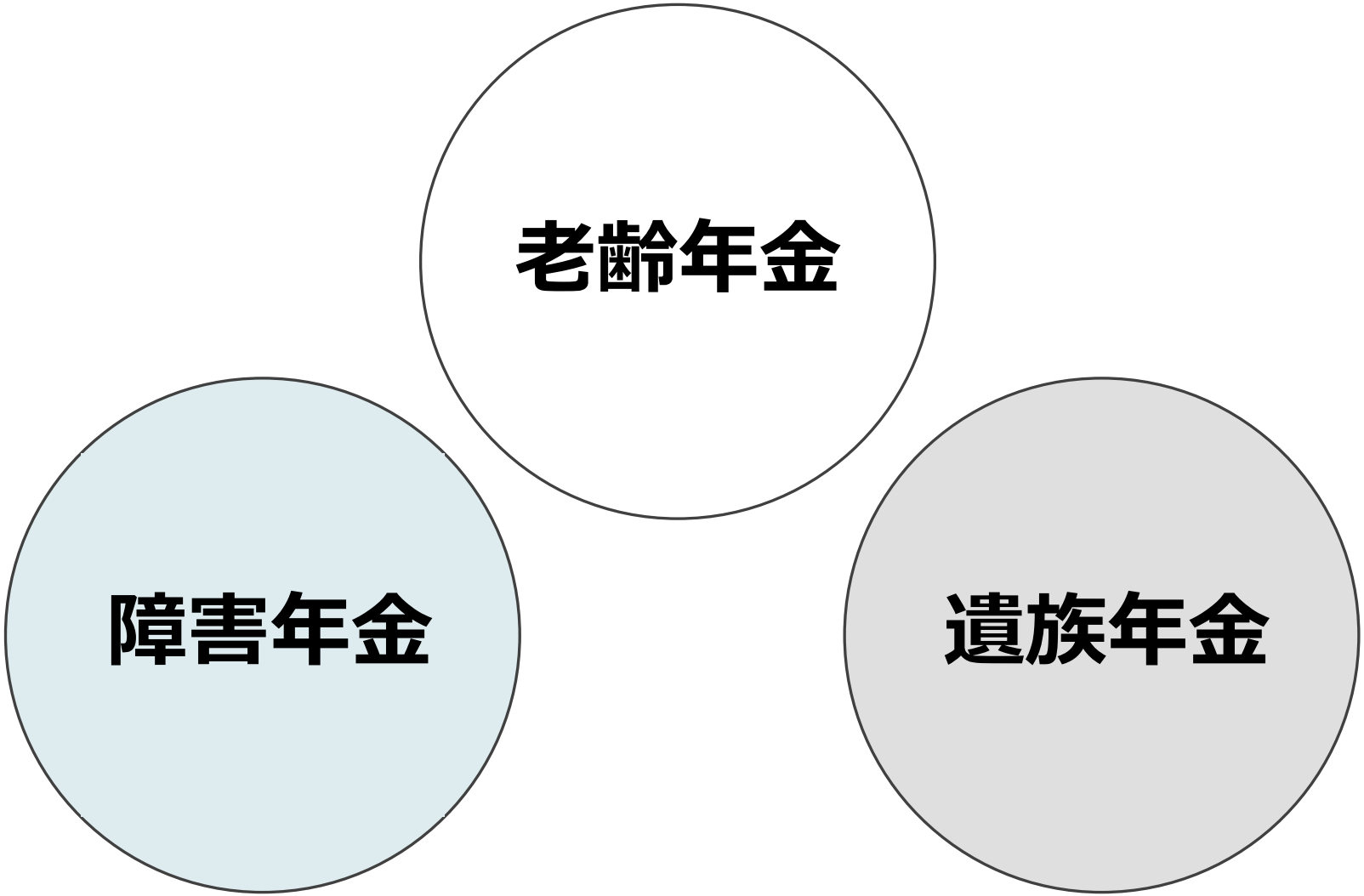

# 2．　老齢年金

# 老齢年金

**老齢基礎年金**

**老齢厚生年金**

# 老齢基礎年金

## 老齢基礎年金を受けるための条件

**１．　資格期間**

**２．　年齢要件**

# 老齢基礎年金

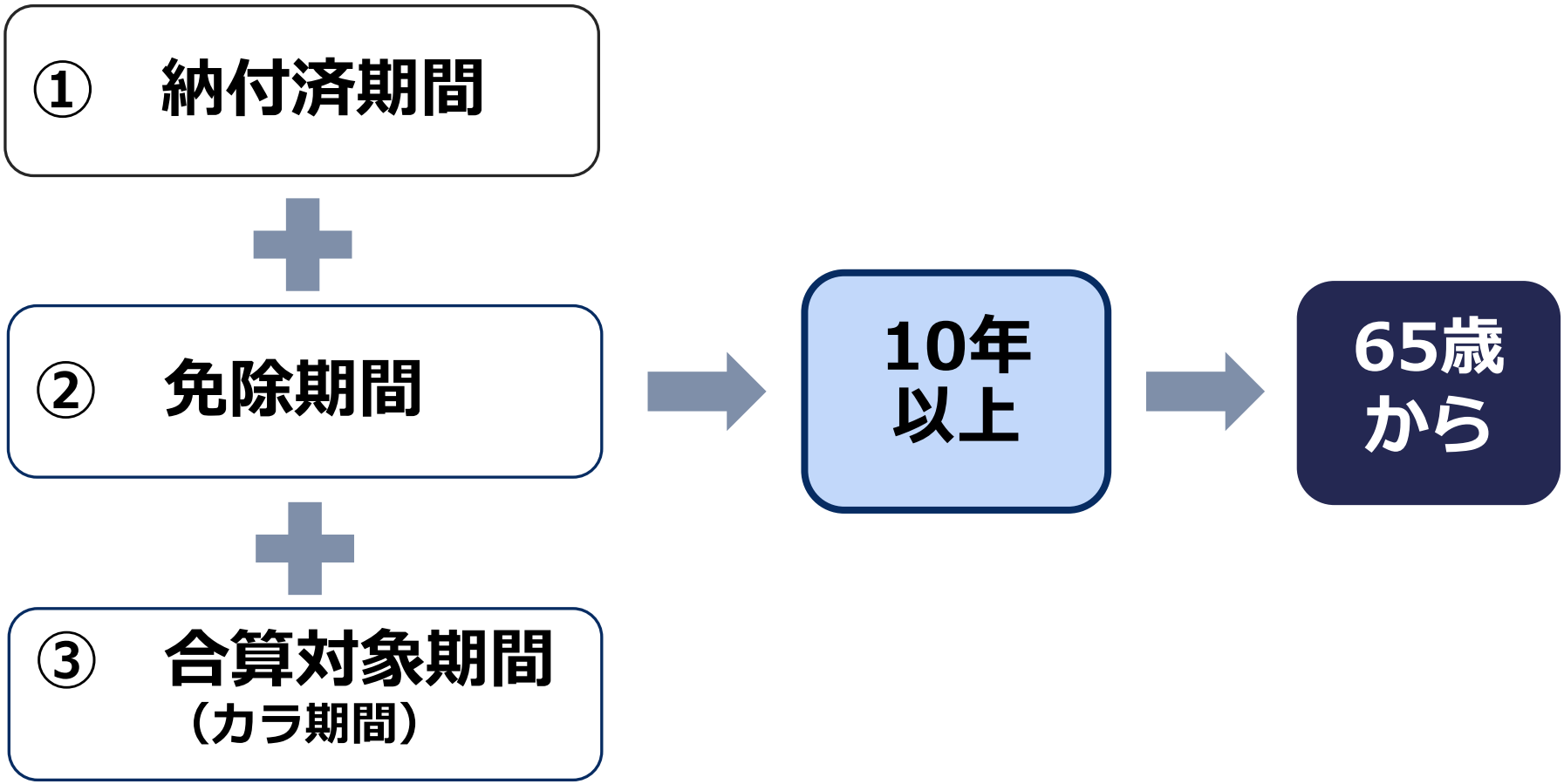

# 合算対象期間（カラ期間）とは

国民年金に任意加入できた人が、任意加入していなかった期間等のことです。

- 海外在住期間
- 配偶者が厚生年金に加入していた期間（昭和61年３月以前）
- 学生期間（平成３年３月以前）

他

# 老齢基礎年金の年金額

◆　20歳～60歳までの40年間、国民年金保険料を納付

→　満額の老齢基礎年金を受けられる。

令和８年４月からの老齢基礎年金額（満額）

| 年齢帯 | 金　額 |
|---|---|
| 昭和31年４月２日以後生まれ | 847,300円 |
| 昭和31年４月１日以前生まれ | 844,900円 |

◆　未納期間は、年金額の計算の対象外

# 老齢基礎年金の年金額

**847,300円** ※1 ×

$$\frac{\text{納付月数} + \left(\text{全額免除月数} \times \frac{4}{8}\right) + \left(\text{3/4免除月数} \times \frac{5}{8}\right) + \left(\text{半額免除月数} \times \frac{6}{8}\right) + \left(\text{1/4免除月数} \times \frac{7}{8}\right)}{\text{加入可能年数} \times 12}$$ ※2

※1　昭和31年４月１日以前生まれの場合は、844,900円

※2　平成21年４月以降の保険料免除期間を有する場合の計算

# 老齢基礎年金の計算方法（例）

納付月数　　300か月

全額免除月数　　36か月（平成21年4月以降）

$$847{,}300\text{円}_{※1} \times \frac{300\text{月} + \left(36\text{月} \times \frac{4}{8}_{※2}\right)}{480\text{月}（40\text{年}\times12\text{月}）} = \mathbf{561{,}336円}$$

※1　昭和31年４月１日以前生まれの場合は、844,900円

※2　全額免除期間の年金額は、２分の１

# 老齢厚生年金

## 老齢厚生年金を受けるための条件

**１．　資格期間**

**２．　年齢要件**

# 老齢厚生年金

老齢基礎年金の資格期間を満たす

かつ

厚生年金被保険者期間が１か月以上

65歳から

# 65歳以降の老齢年金イメージ

65歳

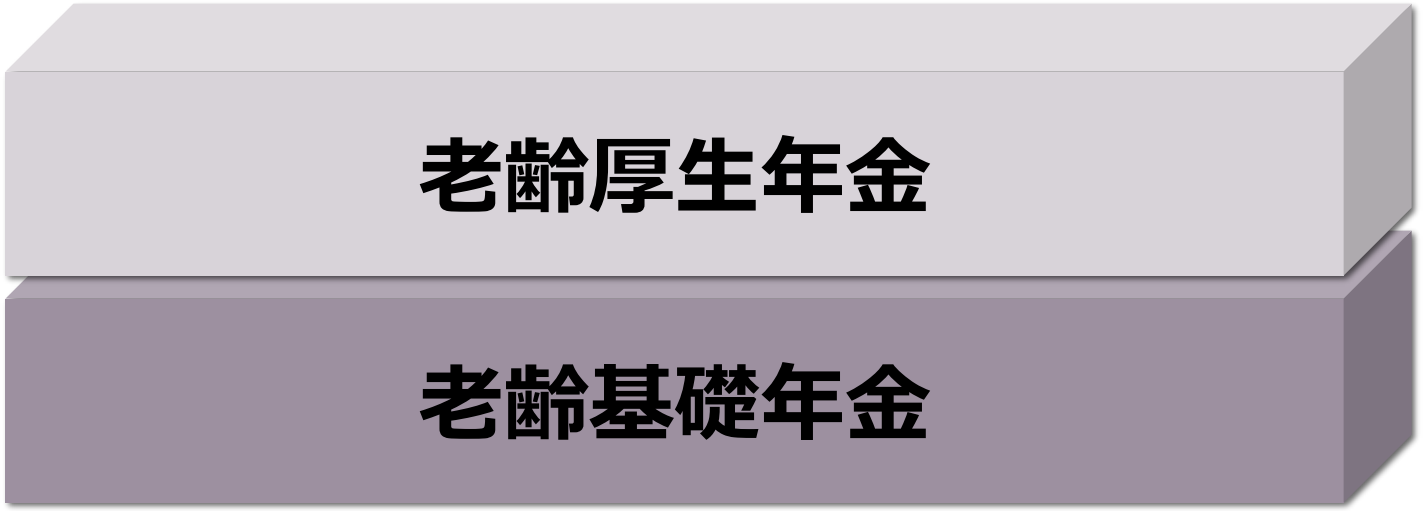

# 特別支給の老齢厚生年金

① 60歳以上

※ **生年月日により段階的に引き上げ**

＋

② 老齢基礎年金の資格期間を満たす

→ **65歳になるまで**

＋

③ 厚生年金被保険者期間が１年（12か月）以上

# 特別支給の老齢年金イメージ

65歳になるまで

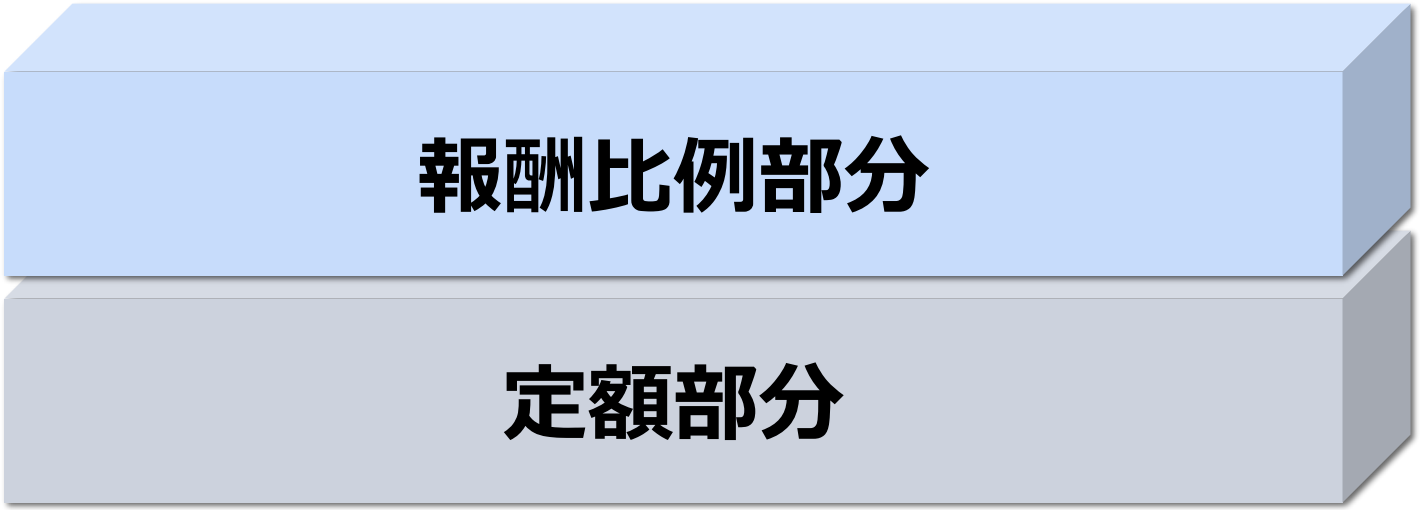

# 特別支給の老齢厚生年金

昭和16年（女性は昭和21年）４月１日以前生まれ

# 特別支給の老齢厚生年金

昭和16年（女性は昭和21年）４月２日以降生まれ～

昭和24年（女性は昭和29年）４月１日以前生まれ

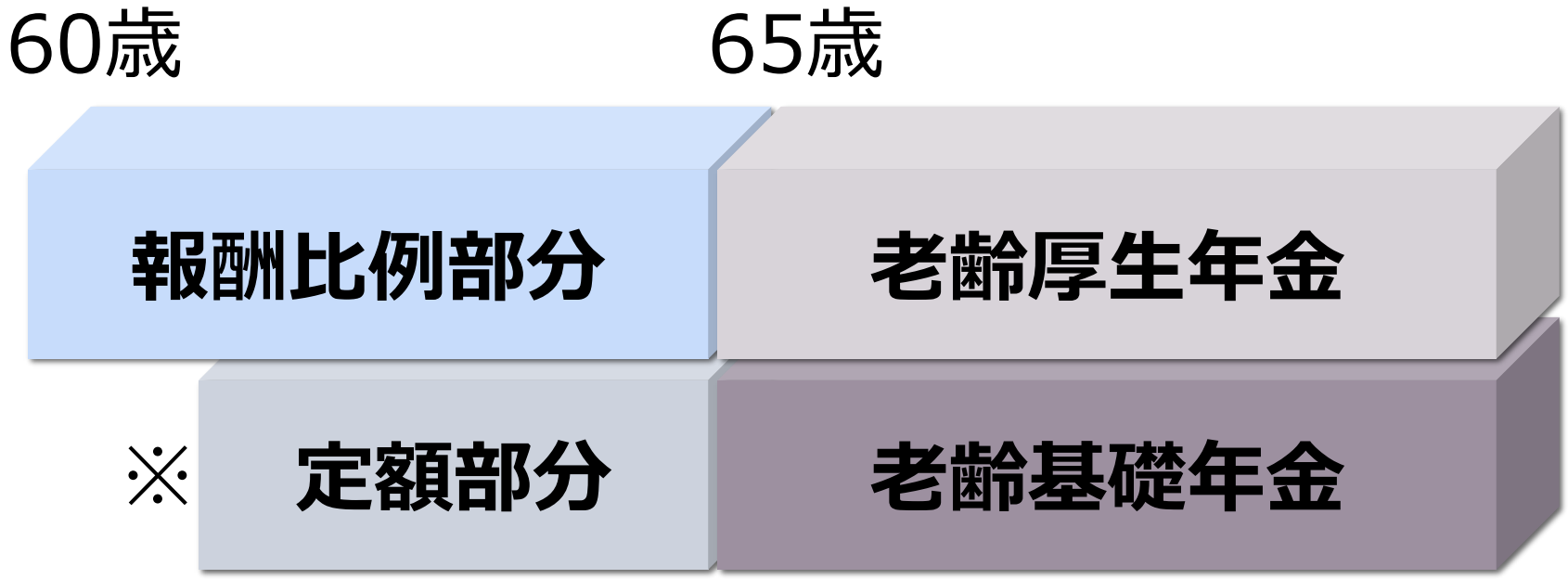


※　生年月日により段階的に引き上げ

# 特別支給の老齢厚生年金

昭和24年（女性は昭和29年）４月２日以降生まれ～

昭和28年（女性は昭和33年）４月１日以前生まれ

60歳　　65歳

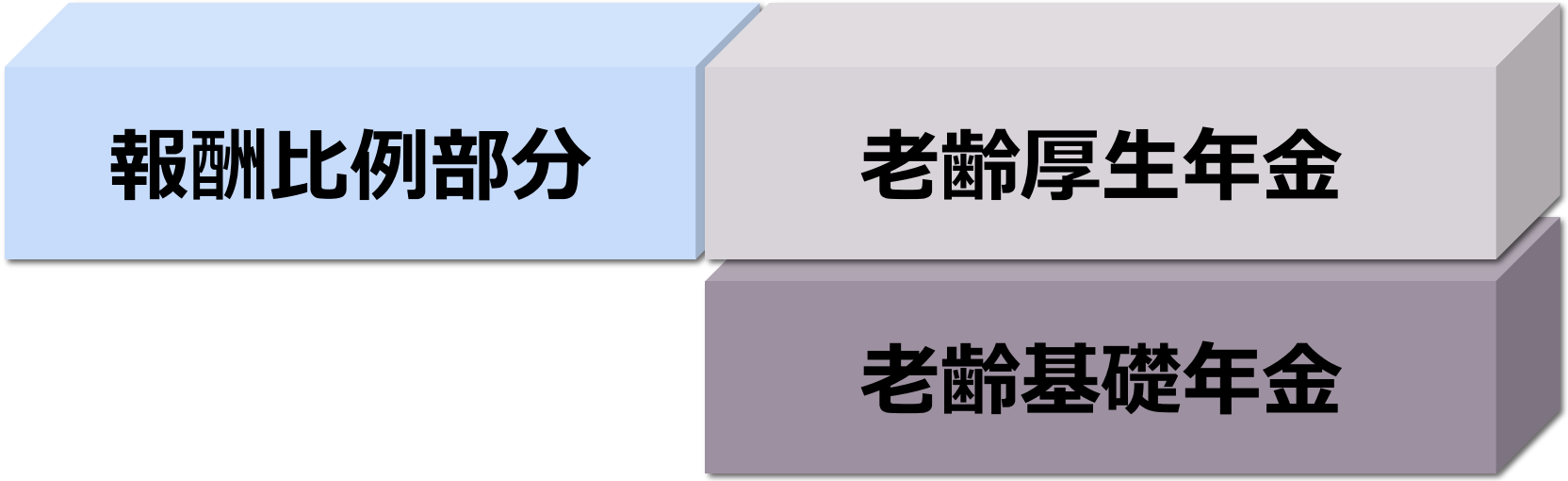

# 特別支給の老齢厚生年金

昭和28年（女性は昭和33年）４月２日以降生まれ

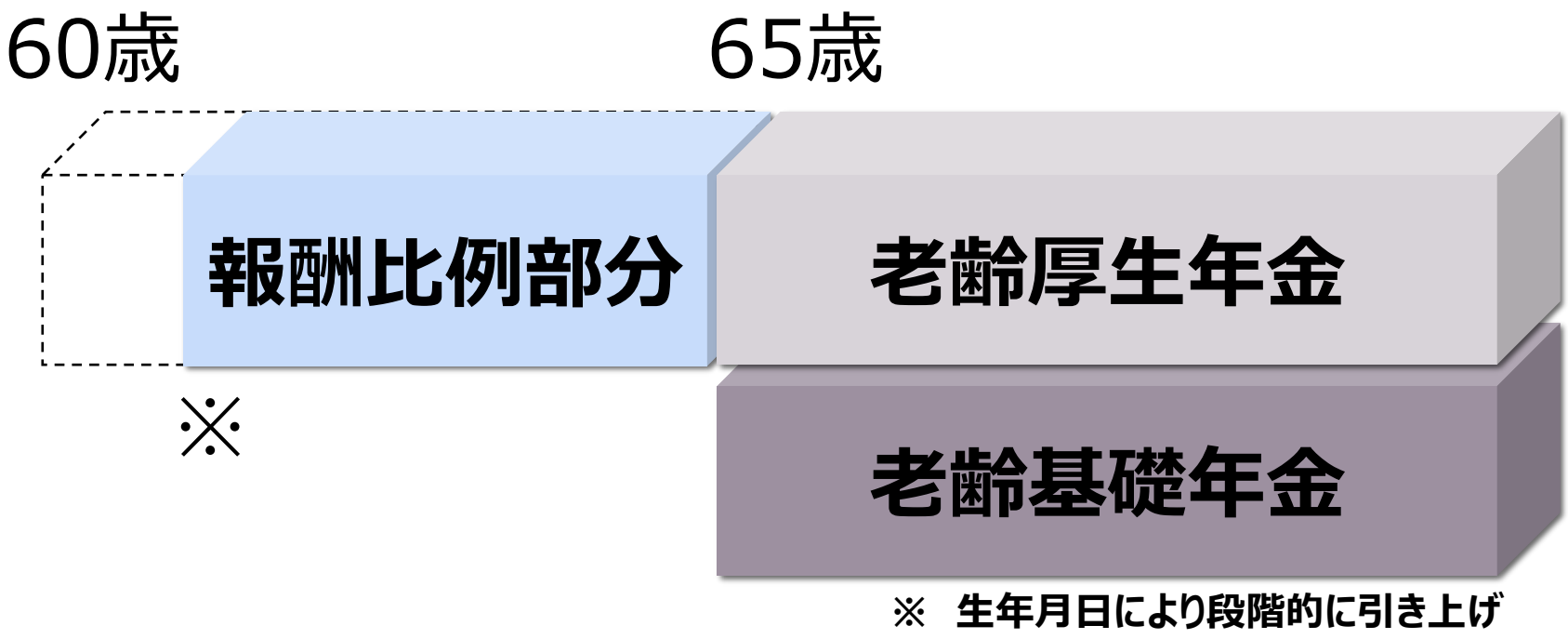


※　生年月日により段階的に引き上げ

# 年金を受けながら働いたら

在職老齢年金

- 老齢厚生年金額と給与・賞与の額に応じて年金の一部または全額が停止（特別支給の老齢厚生年金も同様）
- 老齢基礎年金は対象外

# 雇用保険法による給付と特別支給の老齢厚生年金との調整

## 基本手当と老齢厚生年金

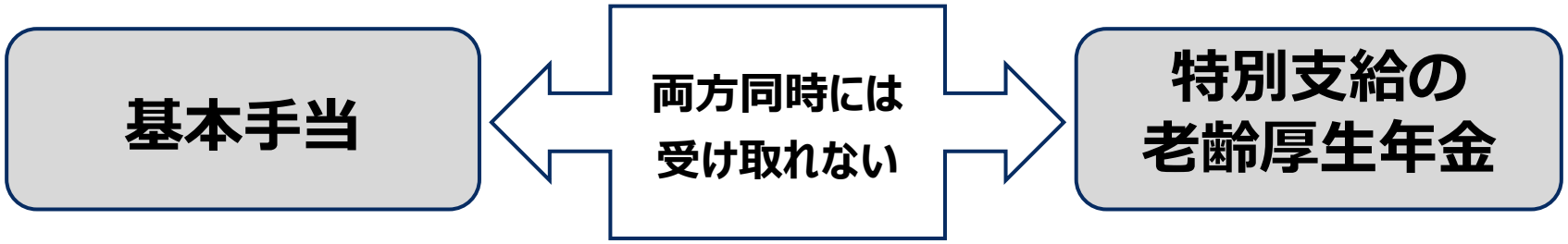


## 支給停止期間

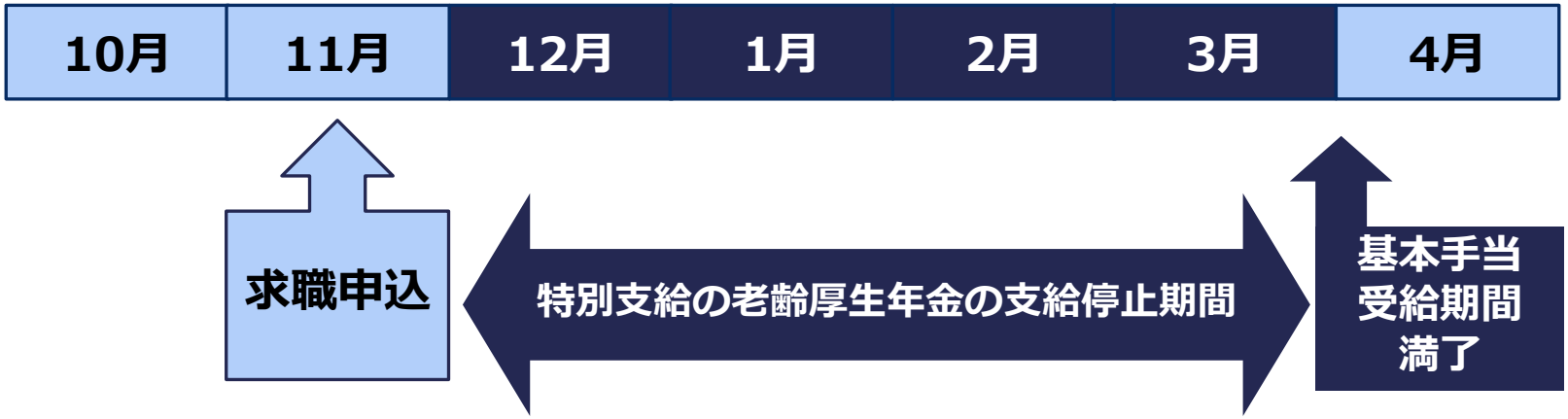

# 繰上げ受給と繰下げ受給

老齢年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、本人の希望により支給開始を繰上げたり、繰下げたりすることができます。

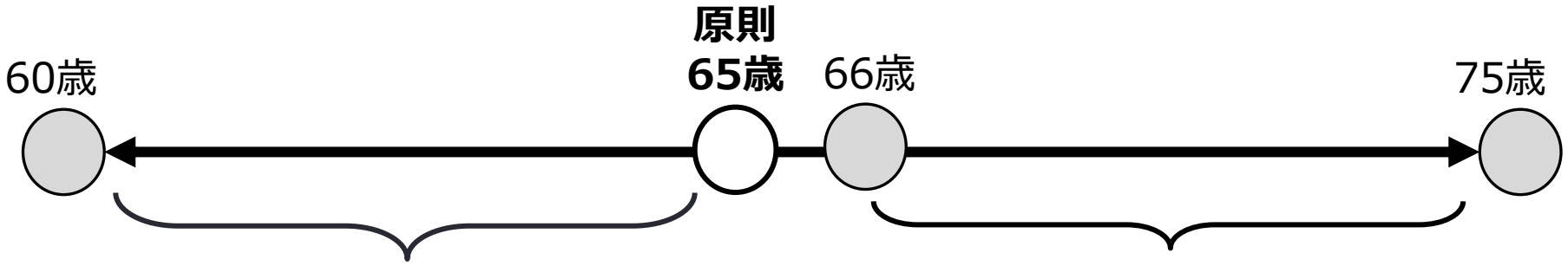


- ◆ 希望により**60歳**から受給できる
- ◆ 年金が**減額（ひと月当たり0.4%減額）**される

- ◆ 希望により**66歳～75歳**から受給できる
- ◆ 年金が**増額（ひと月当たり0.7%増額 ）**される

※　昭和37年４月１日以前生まれの方は、
ひと月あたり0.5%減額

# 繰上げ受給の注意点

- 生涯にわたって減額された年金額が支給されます。
- 繰上げ請求をした翌月分の年金から支給されます。
- 取消や変更はできません。
- 寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- 国民年金に任意加入できなくなります。
- 保険料免除期間への追納ができなくなります。

# 繰下げ受給の注意点

- 生涯にわたって増額された年金額が支給されます。
- 繰下げ申出をした翌月分の年金から支給されます。
- 取消や変更はできません。
- 振替加算額は、増額されません。
- 増額率は、75歳到達時が上限です。
（昭和27年４月１日以前生まれの方は70歳到達時が上限）
- 65歳に到達した日時点で、障害年金や遺族年金の受給権者である場合は、繰下げ受給をすることはできません。
- 65歳に到達した日から66歳に到達した日までの間に、障害年金や遺族年金の受給権者となった場合は、繰下げ受給を行うことができません。
- 老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰下げ期間中は、低年金者に支給される年金生活者支援給付金は支給されません。
- 繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

# 繰上げ・繰下げた場合の年金額

繰上げ

繰下げ

| 年齢 | 受給率 |
|---|---|
| 60歳 | 76.0% |
| 61歳 | 80.8% |
| 62歳 | 85.6% |
| 63歳 | 90.4% |
| 64歳 | 95.2% |
| **65歳** | **100.0%** |
| 66歳 | 108.4% |
| 67歳 | 116.8% |
| 68歳 | 125.2% |
| 69歳 | 133.6% |
| 70歳 | 142.0% |
| 71歳 | 150.4% |
| 72歳 | 158.8% |
| 73歳 | 167.2% |
| 74歳 | 175.6% |
| 75歳 | 184.0% |

# 3．　障害年金

# 障害年金

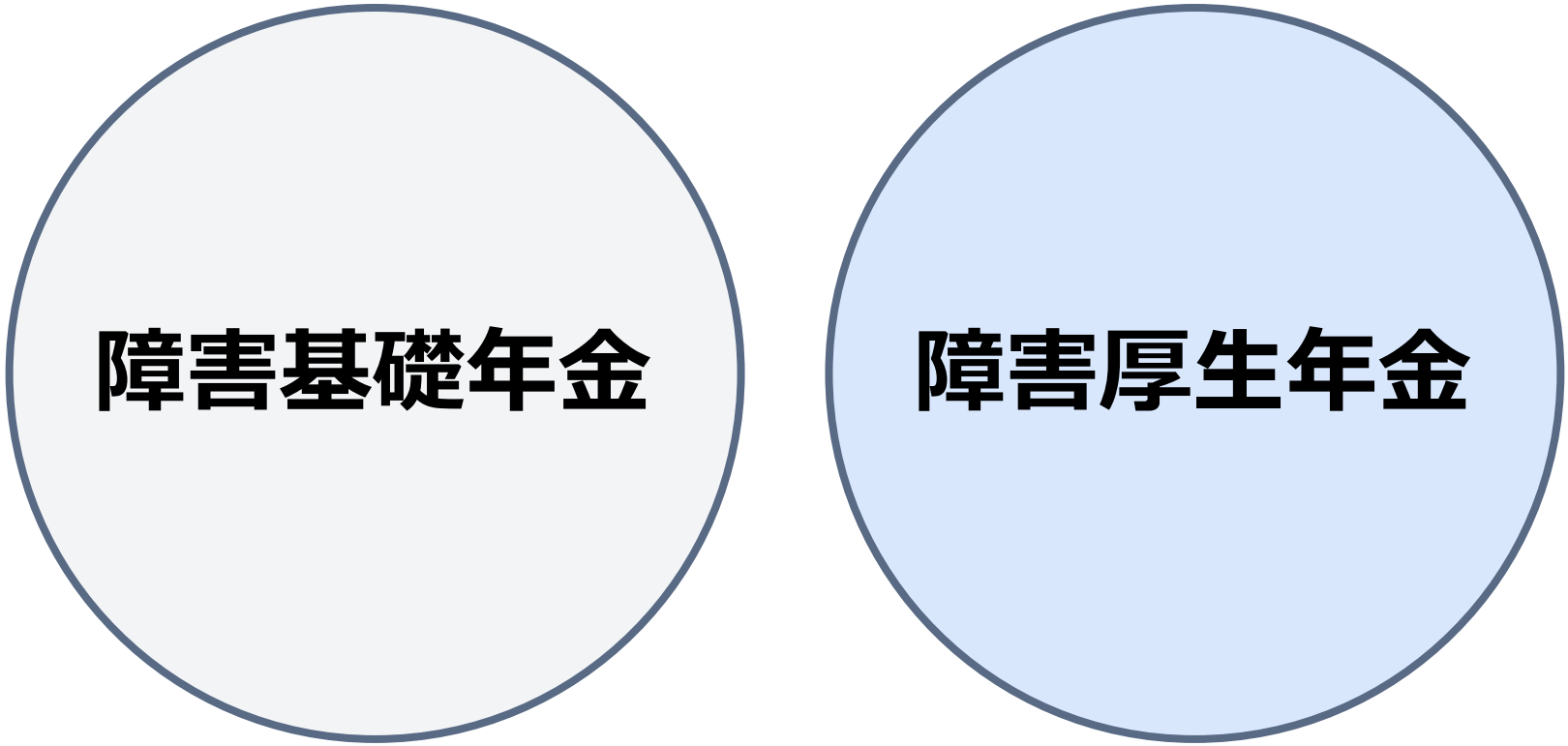

# 障害年金のポイント

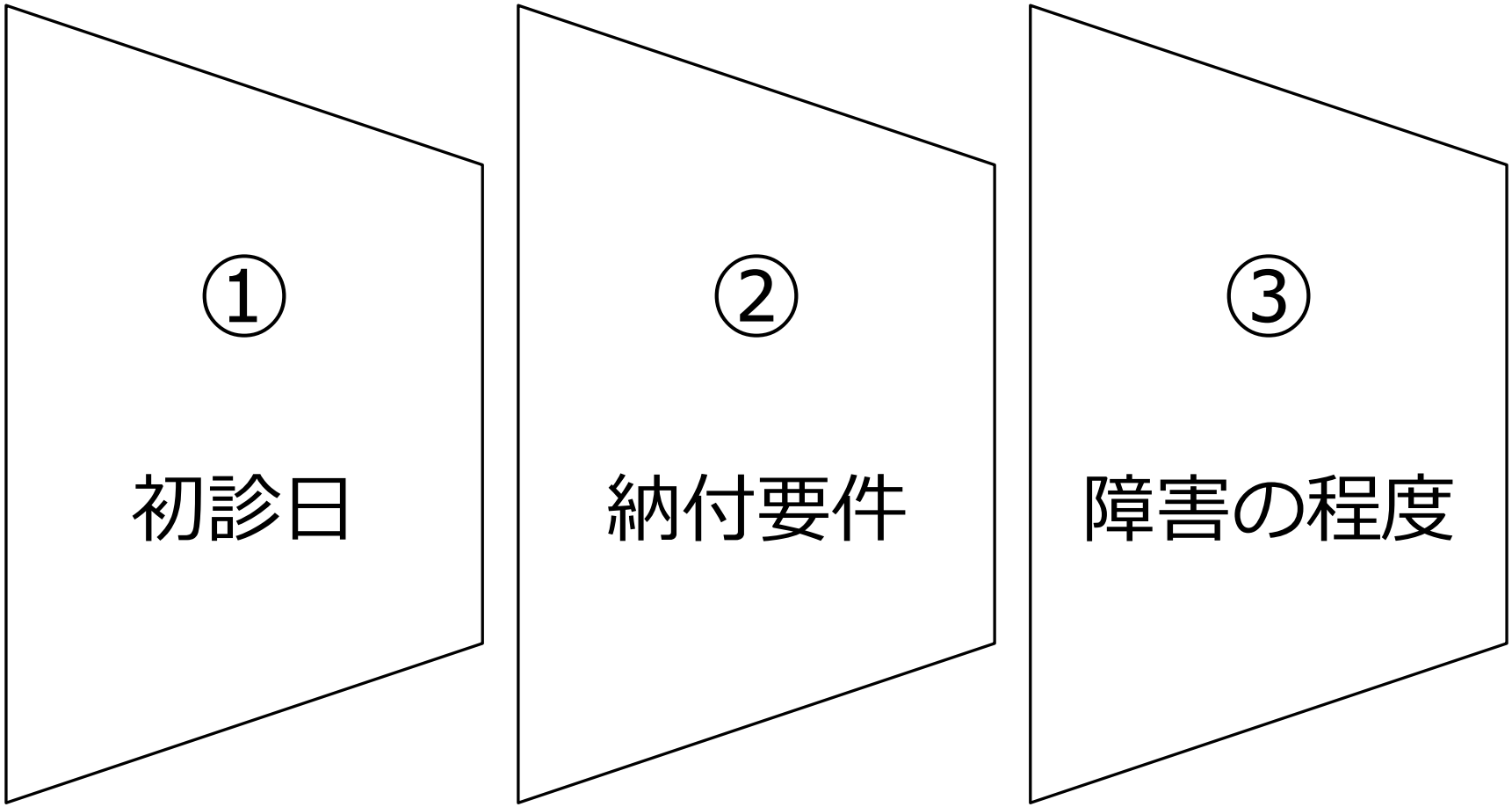

# ポイント①　初診日

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

# ポイント①　初診日

**① 国民年金加入期間または20歳前(年金制度未加入)、60歳から65歳の間の年金制度未加入期間**

**障害基礎年金**

**② 厚生年金加入期間**

**障害厚生年金**

# ポイント②　納付要件

**①３分の２要件**

**（原則）**

- 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間の３分の２以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

**②直近１年要件**

**（特例）**

- 初診日の属する月の前々月までの直近１年間に保険料の未納がないこと。

# ポイント③　障害の程度

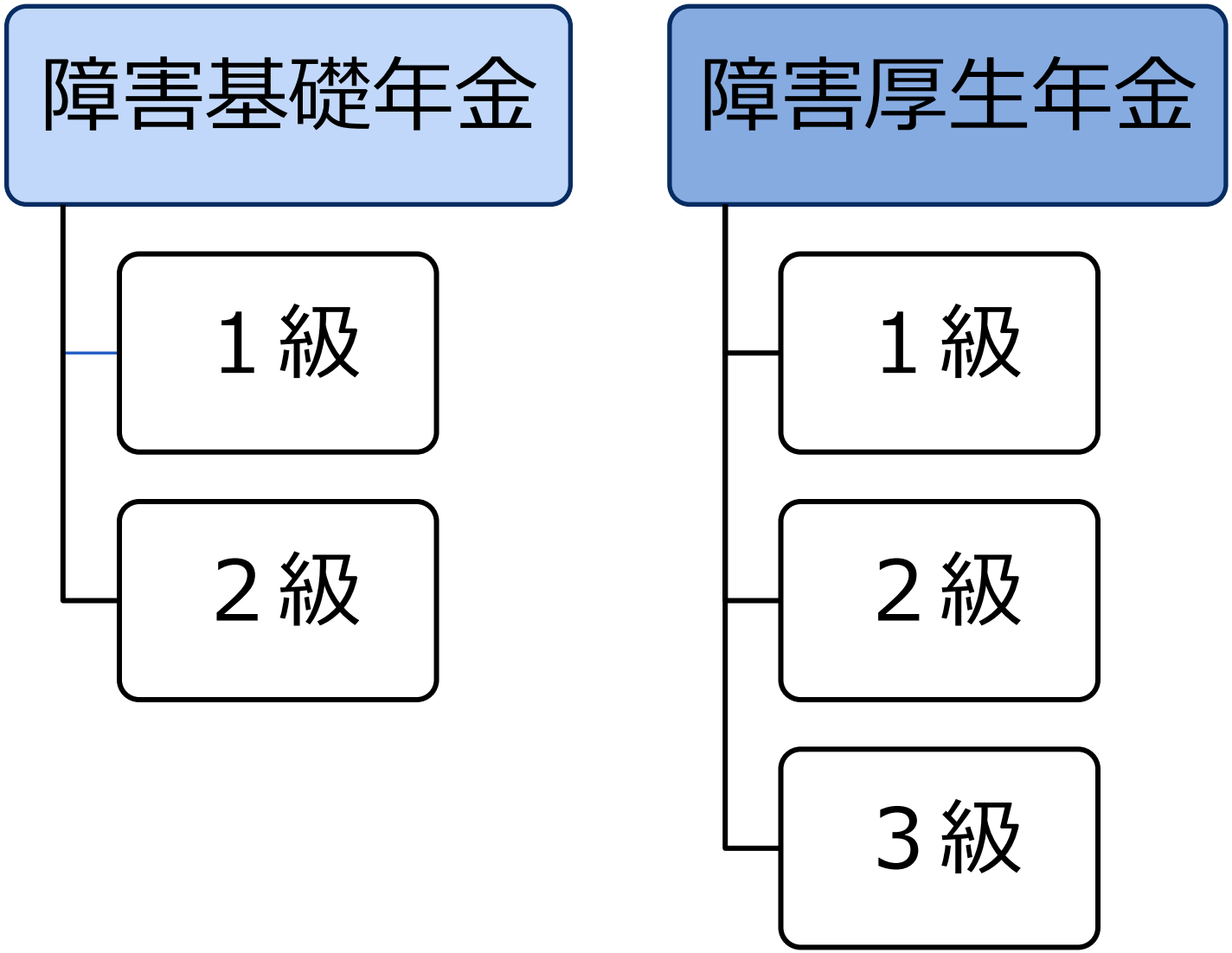

# 障害年金の年金額

## 障害基礎年金（令和８年度）

| 等　級 | 金　額 |
|---|---|
| １　級 | 1,059,125円 |
| (昭和31年4月1日以前に生まれた方) | (1,056,125円) |
| ２　級 | 847,300円 |
| (昭和31年4月1日以前に生まれた方) | (844,900円) |

## 子の加算（令和８年度）

| 子の数 | 金　額 |
|---|---|
| ２人目まで | 243,800円 |
| ３人目以降 | 81,300円 |

# 障害年金の年金額

**障害厚生年金**

一定の計算式により算出された報酬比例部分
（１級の場合は、上記を1.25倍）

**障害厚生年金の３級の場合**

最低保障額： 635,500 円（令和８年度）
（昭和31年4月1日以前に生まれた方は633,700円）

# 障害の状態の確認

「いつ」の障害状態を確認するか？

**１．　障害認定日**

**２．　請求日現在**

# 「障害認定日」とは？

初診日から起算して、

１年６か月経過した日

または、

１年６か月以内にその傷病が治った（症状が固定した）日

# 請求方法

①障害認定日による請求（本来請求）

障害認定日の翌月分から年金支給

# 請求方法

②事後重症による請求

　障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかったものの、その後症状が悪化した場合などに、請求日現在の障害状態で年金請求すること。

→　65歳に達した日の前日までに請求

→　請求日の翌月分から支給される

# 20歳前傷病による障害基礎年金

**障害認定日による請求**

次の要件をすべて満たす必要があります。

なお、保険料納付要件は問いません。

◆ 20歳に達した日より前に初診日があること

◆ 障害認定日※において、障害等級表に定める１級または２級に該当する障害の状態にあること

※障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日

# 20歳前傷病による障害基礎年金

## 例１：障害認定日が20歳到達日**以前**の場合

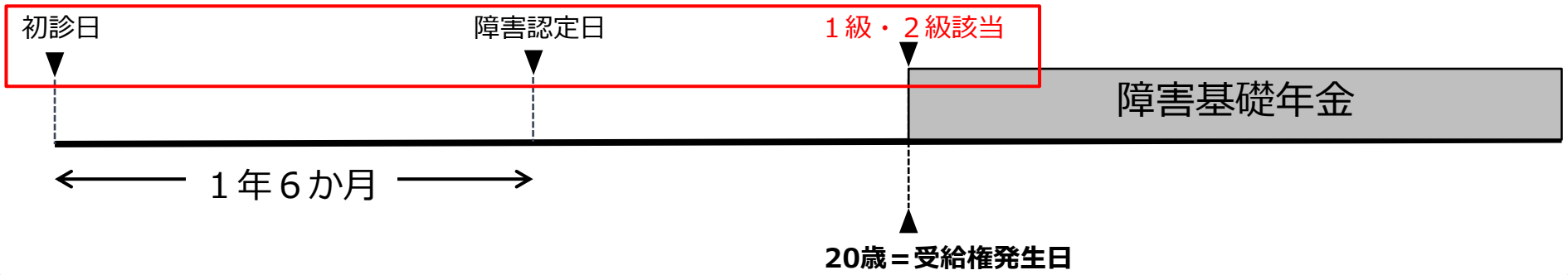


## 例２：障害認定日が20歳到達日**後**の場合

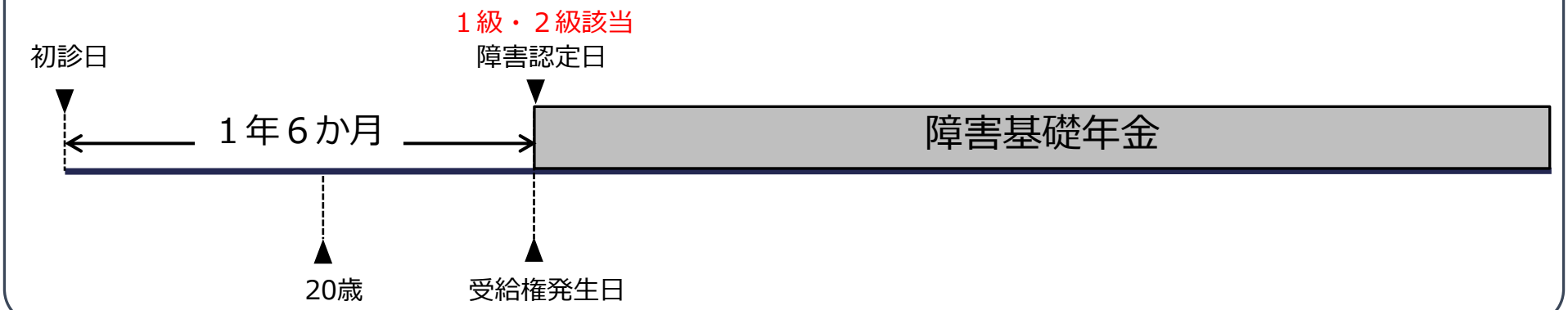

# 20歳前傷病による障害基礎年金

**事後重症による請求**

次の要件をすべて満たす必要があります。

なお、保険料納付要件は問いません。

◆ 請求日が65歳に達した日の前日までであること

◆ 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていないこと

◆ 障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかったが、その後症状が悪化した場合などで、65歳に達した日の前日までの間に、障害等級に定める１級または２級に該当する障害になったこと。

# 20歳前傷病による障害基礎年金

## 例３：障害認定日が20歳到達日以前で、事後重症請求した場合

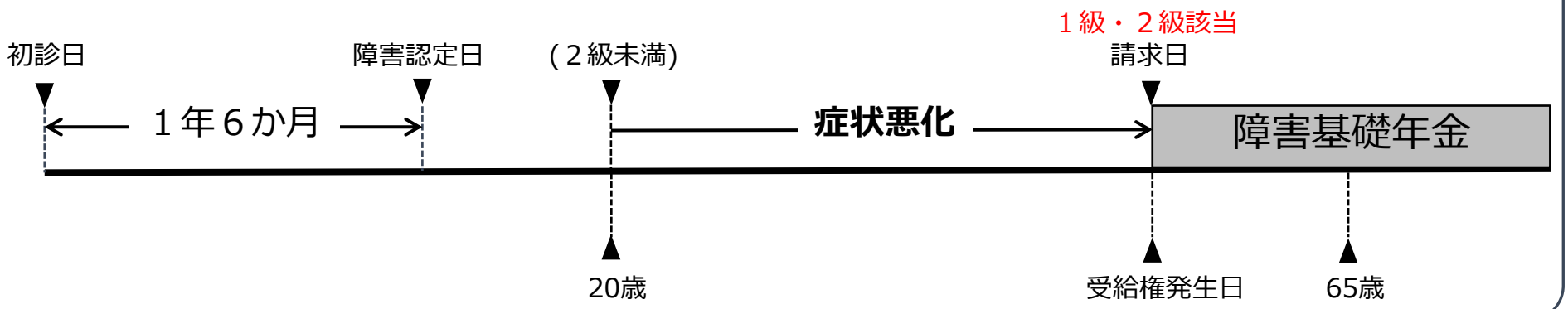


## 例４：障害認定日が20歳到達日後で、事後重症請求した場合

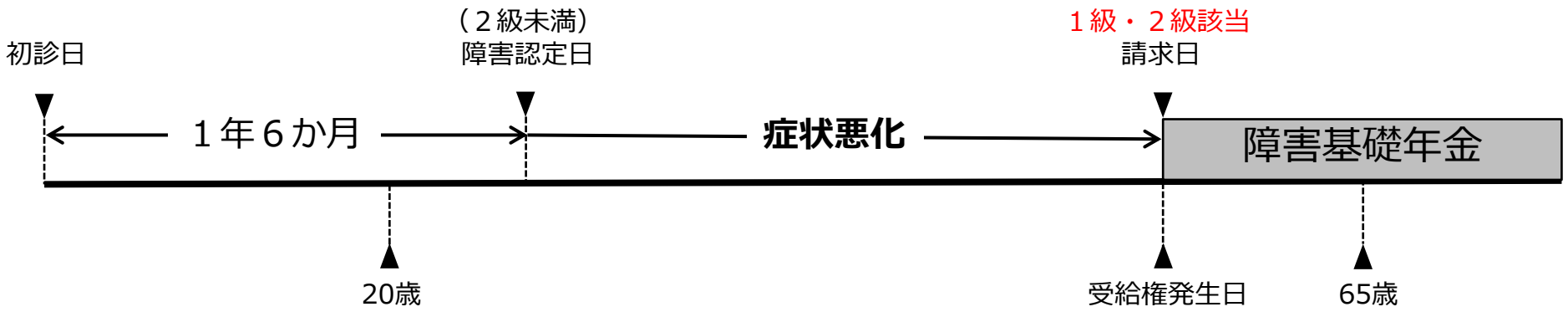

# 20歳前傷病による障害基礎年金

## 本人の所得制限

◆ 本人の前年所得が制限額を超えるときは、その年の10月から１年間、年金の全額または半額が停止されます。

| 支給停止額 | 前年所得額<br>（令和8年10月以降） |
|---|---|
| **半額**支給停止 | **3,858,000円** |
| **全額**支給停止 | **4,918,000円** |

＋

| 扶養親族がいる場合の加算額<br>（扶養親族１人あたり） | |
|---|---|
| 老人控除対象配偶者・老人扶養親族 | ＋ 48万円 |
| 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） | ＋ 63万円 |
| 控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満） | ＋ 63万円 |
| それ以外 | ＋ 38万円 |

※令和7年度（令和7年10月～令和8年9月）の所得限度額は、半額支給停止が3,761,000円、全額支給停止が4,794,000円とされています。

# ４．　遺族年金

# 遺族年金

**遺族基礎年金**

**遺族厚生年金**

# 遺族年金

被保険者または被保険者であった人が亡くなったとき、その方と生計維持関係のあった遺族に支給

# 「生計維持」とは？

①生計同一要件
　同居しているなど生計を同じくしていること。

②収入要件
　収入が850万円未満であること。
　または、所得が655.5万円未満であること。

# 遺族年金の支給

- 亡くなった日の翌月分から支給。
- 亡くなった方が加入または受給していた年金制度により、受けられる遺族の範囲や遺族年金の種類が変わる。

# 遺族基礎年金

　国民年金に加入中の方が亡くなった場合、生計維持関係のあった

　①子のある配偶者　または　②子

に支給。

# 「子」とは？

18歳になった後の最初の３月31日までの間にある子

または、

１級２級の障害状態にある場合は、20歳までの間にある子

# 納付要件

**①３分の２要件**

**（原則）**

- 死亡した日の前日において、亡くなった月の前々月までの被保険者期間の３分の２以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

**②直近１年要件**

**（特例）**

- 死亡日が65歳未満であること。
- 死亡した日の前日において、亡くなった月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと。

# 遺族基礎年金の年金額

**遺族基礎年金（令和８年度）**

| 年齢帯 | 金　額 |
|---|---|
| 昭和31年４月２日以後生まれ | 847,300円 |
| 昭和31年４月１日以前生まれ | 844,900円 |

**子の加算（令和８年度）**

| 子の数 | 金　額 |
|---|---|
| ２人目まで | 243,800円 |
| ３人目以降 | 81,300円 |

# 遺族厚生年金

① 厚生年金加入中に死亡

② 厚生年金加入中に初診日がある傷病が原因で初診日から５年以内に死亡

③ １級または２級の障害厚生年金の受給権者の死亡

④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者の死亡（ただし、いずれの場合も受給資格期間が25年以上あることが必要）

# ５．　その他

# 年金の併給と選択

老齢 ・ 障害 ・ 遺族

厚生年金 ・ 国民年金 ・ 共済年金

**１人１年金**

# 複数の年金の権利を有する例

- 障害年金を受けていたが、自分の老齢年金を受けられる年齢になった
- 年金受給者が、夫が亡くなったことにより、遺族年金を受けられるようになった

等

→２つ以上の年金を受けられるようになったときは、いずれか１つの年金を選択

# 同一支給事由の年金

**老齢年金**

老齢基礎年金

老齢厚生年金

退職共済年金

# 年金額の改定

国から支給される年金は、賃金や物価などの変動に合わせて毎年度改定されます。

現役世代の賃金、物価が上昇　≒　年金額が増額

現役世代の賃金、物価が下落　≒　年金額が減額

# 第１号被保険者の独自給付

① 付加年金

② 寡婦年金

③ 死亡一時金

# 付加年金

- 老齢基礎年金と併せて受ける。
- 付加保険料　月額400円

# 付加年金の年金額

付加年金額

＝　200円　×　付加保険料を納めた月数

# 付加年金の年金額（例）

付加年金額を納めた月数　→　12か月

付加年金額：200円　×　12か月　＝　2,400円

※　納めた付加保険料額

400円　×　12か月　＝　4,800円

# 寡婦年金

亡くなった夫の保険料納付済・免除期間が10年以上ある※

妻が亡くなった夫と10年以上婚姻関係にあり、夫の死亡当時夫によって生計維持されていた

妻が
**60歳～65歳**の間
だけ受けられる

※　第１号被保険者期間に限る。なお、平成29年８月１日以降の死亡から、期間が25年から10年に短縮されています。

# 寡婦年金額

夫の第１号被保険者期間だけで
計算した老齢基礎年金

× ４分の３

# 死亡一時金

亡くなった方が、

第１号被保険者としての保険料納付済期間等が36月以上

基礎年金の支給を受けたことがない

死亡当時、
生計を同じくしていた遺族に支給

# 死亡一時金の遺族の範囲

①配偶者

②子

③父母

④孫

⑤祖父母

⑥兄弟姉妹

# 死亡一時金の額

| 保険料納付済期間 | 金額 |
| --- | --- |
| 36月以上 180月未満 | 120,000円 |
| 180月以上 240月未満 | 145,000円 |
| 240月以上 300月未満 | 170,000円 |
| 300月以上 360月未満 | 220,000円 |
| 360月以上 420月未満 | 270,000円 |
| 420月以上 | 320,000円 |

付加保険料納付月数が36月以上　一律8,500円加算

# 短期在留外国人の脱退一時金

対象者

◆国民年金または厚生年金保険に６月以上、加入していた外国籍の方

→　年金を受けることなく帰国したときに請求できる。

# 短期在留外国人の脱退一時金額（令和８年度）

| 保険料納付済期間 | 支給額 |
|---|---|
| 6月以上 12月未満 | 53,760円 |
| 12月以上 18月未満 | 107,520円 |
| 18月以上 24月未満 | 161,280円 |
| 24月以上 30月未満 | 215,040円 |
| 30月以上 36月未満 | 268,800円 |
| 36月以上 42月未満 | 322,560円 |
| 42月以上 48月未満 | 376,320円 |
| 48月以上 54月未満 | 430,080円 |
| 54月以上 60月未満 | 483,840円 |
| 60月以上 | 537,600円 |

# ６．　年金の支払いと受給者の手続き

# 年金が支払われるまで

①

- 年金請求・年金額決定

②

- 年金証書送付

③

- ②から概ね50日後に初回支払

# 年金の支払月

- 支払月は、偶数月の15日
- 前２か月分が支払われる

（例）

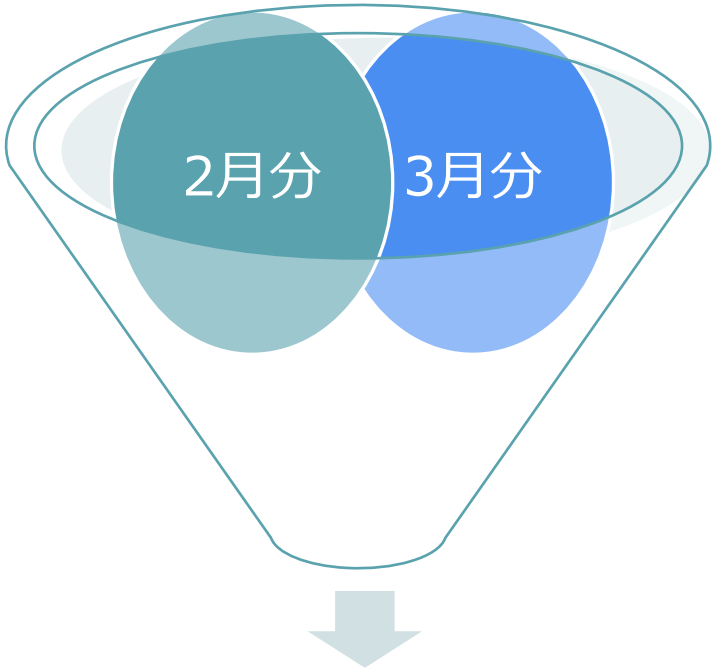

# 年金の支払

◆15日が、土曜日・日曜日・休日
　→　直前の営業日に支払われる

◆初回の年金の支払
◆遡及して年金が増額したとき
　→　奇数月に支払われることもある

# 年金振込通知書

送付時期

- 初めて年金が支払われるとき
- 毎年６月の１回
- 支払額に変更があったとき
- 受取先金融機関の変更があったとき

# 受取先金融機関の変更

年金受給権者　受取機関変更届

金融機関の証明もれに注意！

# 受給権者が亡くなったとき

◆ 提出する書類

→ 年金受給権者死亡届（報告書）

◆ 提出する方

→ 亡くなった方のご遺族等

◆ 提出期限

→ 亡くなった日から14日以内（基礎年金）

（厚生年金は10日以内）

※ マイナンバーが日本年金機構に登録済みの方は原則不要です。

# 未支給年金について

◆ 提出する書類

→ 年金受給権者死亡届（報告書）兼
未支給年金・未支払給付金請求書

◆ 提出する方

→ 亡くなった方のご遺族

◆ 提出期限

→ 亡くなった日から速やかに

# 未支給年金について
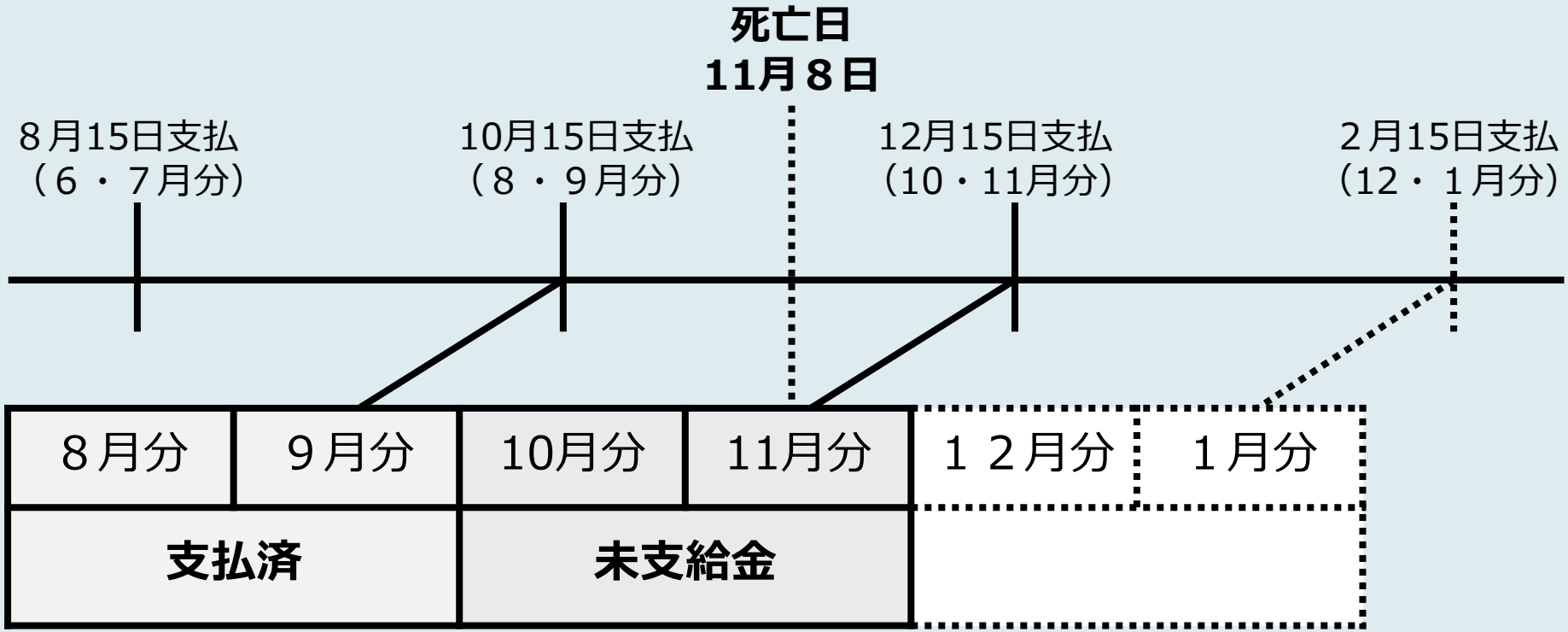
- 亡くなった月日…11月８日
- 支払可能な月分…11月分まで